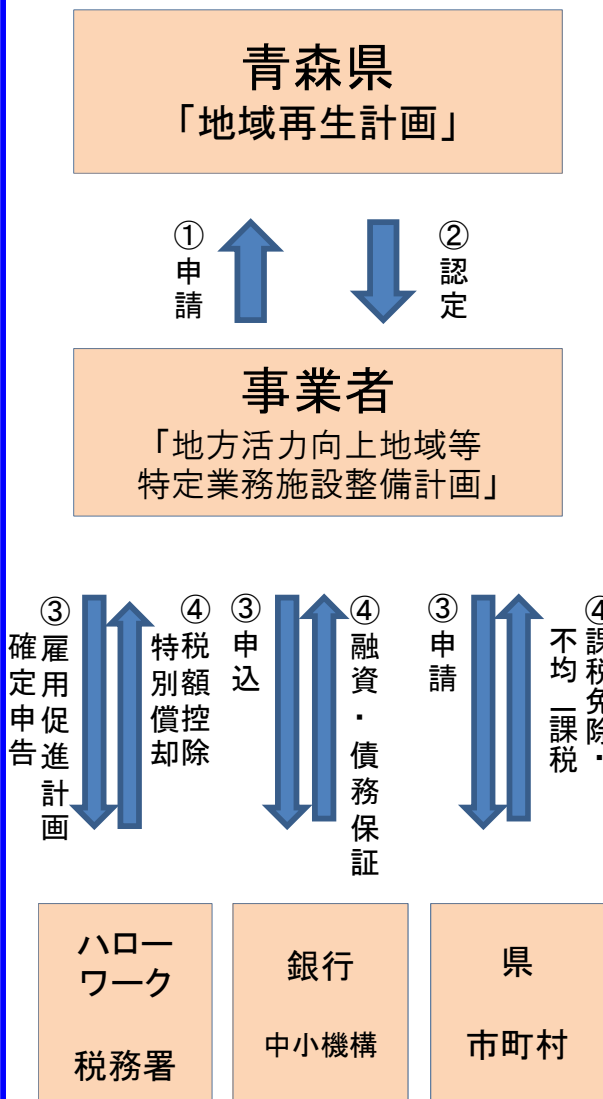


～ 本社機能の移転・拡充に対する支援のご案内 ～

青森県で本社機能の移転や拡充を行う事業者の皆様が、県に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請して認定を受けることにより、課税の特例等の優遇措置を受けられます。

支援措置活用までの流れ



整備計画の認定要件

1 対象地域において、「特定業務施設」を整備(新增設、賃貸借、既存施設の用途変更を含む)すること。「特定業務施設」とは、次のいずれかに該当する施設です。

(1) 事務所

業務部門	業務内容	部署例
調査及び企画部門	事業、製品、商品の企画・立案や市場調査を行っている部門	調査部門、企画部門、経営戦略部門
情報処理部門	自社の社内業務としてシステム開発やプログラム作成等を専門的に行っている部門	システム開発部門、オペレーション部門、プログラミング部門
研究開発部門	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門	開発研究部門、基礎・応用研究部門
国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括を行っている部門	貿易部門、海外事業部門
その他管理業務部門	総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門	総務部門、経理部門、人事部門、広報部門、不動産・施設管理部門

(2) 研究所: 事業者による研究開発において重要な役割を担うもの

(3) 研修所: 事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

2 特定業務施設において常時雇用する従業員が5人(中小企業者は2人)以上増加すること。

その他、以下の要件があります。

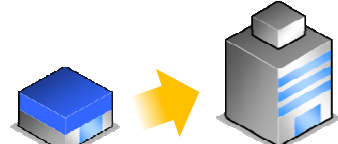

・施設整備に係る計画期間が令和6年3月31日までであること。

(ただし、税制優遇措置を受ける場合は、令和4年3月31日までに県の認定を受ける必要があります。)

・風俗営業等に該当する事業の事業者でないこと。

～ 本社機能の移転・拡充に対する支援のご案内 ～

支援の概要

認定のタイプ	<div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; text-align: center;">拡充型</div> <p>青森県にある本社機能を拡充、または、東京23区以外の地域から青森県に移転</p> 	<div style="background-color: #e0ffe0; padding: 5px; text-align: center;">移転型</div> <p>東京23区から青森県に本社機能を移転</p> 
オフィス減税	建物等(※)の取得価格に対し、 特別償却15% または 税額控除4% ※ 取得価格2,000万円以上(中小企業者1,000万円以上)のもの	建物等(※)の取得価格に対し、 特別償却25% または 税額控除7% ※ 取得価格2,000万円以上(中小企業者1,000万円以上)のもの
雇用促進減税	特定業務施設の雇用者増加数に応じ、 I 新規雇用者数※1 1人あたり 30万円 II 転勤者数※2 1人あたり 20万円	特定業務施設の雇用者増加数に応じ、 I 新規雇用者数※1 1人あたり 90万円 (50万円+上乗せ分40万円※3) II 転勤者数※2 1人あたり 80万円 (40万円+上乗せ分40万円※3)
※1: 有期雇用及びパート除く ※2: 雇用者増加数から新規雇用者数を控除した数 ※3 上乗せ分は最大3年間継続 ※ 法人全体の雇用者の純増数が上限		
地方税軽減	県税の 不均一課税 (1) 不動産取得税: 通常税率の 1/10 (2) 県固定資産税: 通常税率の 1/10(1年目)、1/3(2年目)、2/3(3年目) ※取得価額3,800万円以上(中小企業者1,900万円以上)のもの (移転型においても同じ要件です)	県税の 課税免除 (1) 事業税: 課税免除(3年間) (2) 不動産取得税: 課税免除 (3) 県固定資産税: 課税免除(3年間) ※取得価額3,800万円以上(中小企業者1,900万円以上)のもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> ※市町村税の固定資産税についても、軽減措置を導入している市町村があります。 </div>
債務保証	独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証 ・保証限度額は15億円、保証割合は借入れまたは社債発行の元本の30%	

本県独自の支援制度(誘致企業さま向け) ※拡充型・移転型とも対象

1. 本社機能移転促進費補助金

(1) 本社機能移転雇用拡大事業(雇用に対する奨励金)

本社機能の移転に伴い、県内に居住する者を2人以上雇用する場合に奨励金を支給します。

【新規雇用1人につき 500千円(限度額 15,000千円)】

(2) 転入経費助成事業(転居費用に対する補助)

本社機能の移転に伴い、上記(1)の対象となる場合又は転居する世帯数が2以上の場合、企業が負担する転居費用の1/2を補助します。**【1世帯あたり 上限500千円(限度額 15,000千円)】**

2. 産業立地促進費補助金

平成28年度から、これまでの工場等の新設・増設に加え、本社機能の移転についても、雇用の要件を満たす場合に、設備投資額(補助対象経費に該当するもの)の一定割合を補助します。